

## ハラスメントかもしれないと感じたら、 一人で悩まず相談してみよう

このような相談に対応します。

- ① ハラスメントなのかもしれない、もしそうであれば、どのような解決方法があるか？
- ② 学生や教職員に対して、ハラスメントになることを予防するためのアドバイスがほしい。
- ③ ハラスメントを行ってしまった。  
再発防止策や被害者への対応について知りたい。
- ④ ハラスメント被害を相談されたが、どのように対応すべきか迷っている。



### 解決方法

ハラスメント相談員は相談者の気持ちや状況の整理をお手伝いし、一番相応しい解決方法を一緒に探していきます。

相談を継続するなかで見出された対策を実行することや、大学内の様々な支援を利用することの他、解決策には次のような方法もあります。

#### 調停

ハラスメント調停委員会が、当事者双方の話を聞き、調停を行います。

#### 苦情申立て

大学に対して行為者の処分など、具体的措置をとるよう求める手続きです。

詳細は、大学ホームページでも確認できます。

- ハラスメント防止のためのガイドライン(指針)
- ハラスメント防止に関する規程など

<https://www.toyaku.ac.jp/about/effort/harassment/>

## 相談の方法・相談の窓口

次の何れでも可能です。

### A ハラスメント相談室に相談

メールでお申し込みください。

②または③の相談員を紹介します。  
(②、③の相談員はすべてハラスメント相談室に所属)

### B 学内の相談員に相談

東京薬科大学ホームページに掲載されている相談員に直接ご連絡ください。

### C 学外の相談員 【原宿カウンセリングセンター】 に相談

カウンセラー(公認心理師、臨床心理師)が学内会議室で、相談にあたります。

#### ●相談日

原則 毎月第4火曜日 13時～18時  
(祝日、大学行事等により変更の場合あり)  
相談日・場所は、「デスクネッツ」  
「学生ポータル」に掲載します。

#### ●相談申込

電話にてお申し込みください。  
電話：03-5843-1420  
(原宿カウンセリングセンター)  
祝日を除く 10時～12時 / 13時～18時

※東京薬科大学の関係者であることを告げ、  
相談日前日までに予約してください。  
※電話での相談はできません。



東京薬科大学  
ハラスメント相談室

## セクシュアル・ハラスメントとは

「相手が不快と思う性的行動」によって個人の尊厳を傷つけ、学ぶ・働くことを困難にすることをいいます。基本的には、たとえ行為者本人が意識をしていなくても、相手が嫌だと感じたり、不利益を受けたらハラスメントに該当します。

### 該当する行為の例

- 卑猥な冗談や性的な話題で相手を不快にさせる。
- 食事やデートを無理強いる。
- 住居などについてくる。
- 性的な内容の電話やメール、手紙などを送り付ける。
- 相手の同意なく身体に触れたり、抱きついたりする。
- 相手の個人の性に関する噂を流す。
- 酒席で、無理やり隣に座らせたり、お酌を強要する。



## アカデミック・ハラスメントとは

教育・研究活動上、指導的な立場にある人が、その指導を受ける人に対し、差別的な発言や行動を行い、学業・研究・進学・働くことを妨害したり、尊厳や人格を侵害することをいいます。

### 該当する行為の例

- 正当な理由なく、文献・図書や機器・試薬類を使わせないという手段で、研究遂行を妨害する。
- 適正な範囲を超えて大声で叱責したり暴言を繰り返す。
- 正当な理由なく、論文やレポートを受け取らない。
- 正当な理由なく、単位を与えなかったり、退学を促したりする。
- 研究テーマを与えなかったり、一方的に押し付けたりする。
- 適正な評価を行わない。



## パワー・ハラスメントとは

職場において優位な立場にある人が、その権限を不要に行使し、職務上、従属的立場にある人に対し、その意に反する不当な取り扱いを行い、不利益や損害を与え、尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

### 該当する行為の例

- 「無能」「ばか」「やめてしまえ」など人格を侵害することを言う。
- 聞こえないふりや無視をする。
- 必要な情報を伝えない。
- 経験や能力を無視して過大な負担を割り振り、できないと非難する。



## その他のハラスメントとは

複合的な要素で構成されるハラスメントのほか、アルコール・ハラスメント、SOGI ハラスメント<sup>※1</sup>、上級生が下級生に圧力をかける、多数が少数に対して行う差別や嫌がらせ、男女間での身体的、精神的、性的な暴力(デートDV)なども問題になっています。

### 該当する行為の例

- 多数が少数を仲間外れにする。
- 交際相手が、異性との交友関係について暴言や暴力を振るう。
- インターネット等を使って個人を特定できる誹謗中傷をする。

※1 性的指向=Sexual Orientation、性自認=Gender Identityの頭文字をとって「SOGI」といい、性的指向や性自認に関するハラスメント

